

特 命 指 定 施 設

(松本市安曇風穴の里)

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和6年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市安曇風穴の里）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市は、指定管理者の選定を公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限り、公募せず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市安曇風穴の里について、地方自治法第244条の2並びに松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では、指定管理者を選定することとなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類に基づき審査を実施し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和6年11月18日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 金 井 俊 道

- 1 施設の名称
松本市安曇風穴の里
- 2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり
- 3 申請団体の概要
申請団体 一般社団法人風穴の里
代表理事 川上 一治
所在地 松本市安曇3528番地1
設立年 令和6年
従業員数 20人
主たる業務 伝統野菜稲核菜継承のための生産・加工・販売業務、
農林畜産物、地場産品等の開発・加工・販売、道の駅の
管理運営事業、食料品及び菓子類の製造販売、日用品雑
貨・衣料品・雑誌・書籍・酒類・清涼飲料水等の販売、
観光案内及び情報提供、レストラン経営及び土産品の販
売、農産物の貯蔵及び運搬、農業生産に係る作業委託、
イベント等の企画、運営
- 4 選定審議の内容
 - (1) 選定審議会の開催
ア 開催日
令和6年10月18日（金）【於：松本市役所第二応接室】
イ 出席委員（五十音順）
小口眞委員、加藤寛子委員、金井俊道委員、栗田晶委員、
田中史郎委員、古川智史委員、山本綾子委員
 - (2) 選定審査の方法
施設所管課の農政課長から、特命指定の理由、申請書類が募集要項に
定める申請資格等を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行っ
た一次評価について報告を受け、質疑を行いました。
その上で、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの
条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定
しました。
ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保すること
ができるものであること。
イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、
その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有す
るものであること。
- 5 選定結果
別表の申請団体を指定管理者候補者として選定しました。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市安曇風穴の里	一般社団法人風穴の里	開設当初から地元生産者で組織される申請団体が当該施設を管理しており、地場産業の需要拡大や地元就業の確保に取り組み、地域活性化に貢献していることから、継続して申請団体を特命指定とするもの	R 7. 4 ～ R 1 2. 3 (5年間)